

自殺対策検証評価会議の開催について

平成 25 年 7 月 26 日
自殺総合対策会議決定

1. 趣旨

自殺総合対策大綱（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）に基づき、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するため、自殺対策検証評価会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成等

- (1) 会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、内閣府特命担当大臣（自殺対策）は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- (2) 会議は、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が招集する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 会議における議事の公表

座長は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間を経過した後に、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、これを公表する。

4. 意見の取扱い等

会議における意見は、内閣府において整理し、必要に応じ自殺総合対策会議に報告する。

5. 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府自殺対策推進室において処理する。

6. その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が定める。
- (2) 「自殺対策推進会議の開催について」（平成 20 年 1 月 31 日自殺総合対策会議決定）は、廃止する。